

小規模定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約

1. 合同チームの編成の要件

イ：小規模定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。ただしその結果、当該校の年間の募集人員の合計が120名を越えてはならない。

ロ：この特例による合同チームに統廃合の対象になった定時制通信制を含むことができる。

*但し、上記1. イの制限を受けない

ハ：この特例による合同チームは原則3ヶ年間、このチームを維持する。ただし募集人員の変更によってイの範囲を超える、または統廃合によってチーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。

ニ：各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること

2. 参加資格及び登録について

イ：都道府県高体連に加盟する高等学校に所属すること。

ロ：登録においては各都道府県高体連において行うこと。

3. 特例による合同チームの申請と承認について

イ：合同チームを編成する場合、各都道府県高体連を経て（公財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部まで別に定める申請書及び資料を提出する。

ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の2月1日より2月末日までの間に行うものとする。

ハ：合同チームが認められた場合、その期間は4月1日より原則3ヶ年間とする。

4. その他

イ：この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。

ロ：全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。

ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール・バスケットボール・サッカーとする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）

ニ：この規約は平成17年2月1日より施行する。

小規模定時制通信制における合同チーム参加資格の特例に関して(経緯及び解説)

1. 趣旨

平成14年度の定時制通信制部会問題検討委員会及び全国代表者会議において、「部員不足による合同チーム」についても全国大会の参加資格を与える方向性が確認され、全国高体連定通部問題検討委員会等による規約改正の検討が開始された。

検討段階で整理すべき事項、もしくは予想しうる問題として以下の点があげられた。

- ・部員不足をどの段階で確認し、合同チームの結成を誰が承認するのか。
- ・合同を認めるのは単年度を原則とするという方向性で良いのか。
 - 「統廃合を前提とした合同の場合には、一度合同チームにすると分かれられない。」という原則があるが、この規定との整合性。
 - 単年度での合同が原則となると、指導上の継続性の問題が出てくる。
- ・すべての合同を認めることについては、返って活性化に対してはマイナスではないか。部員不足を補う内部努力をせず、安易に合同に走ることも予想される。また逆の効果としてチーム数の減少につながる危険性がある。
- ・この規約変更が強化につながる可能性がある。現実には大規模校どうしで登録選手を絞って合同すれば、かなりの強化ができる。
- ・「試合のみの合同ではなく、練習においても合同」という制限をかけるのか。

以上のことをふまえ、「部員不足による合同チームの参加資格」については、チームを編成することが物理的に困難と思われる小規模定時制通信制の問題として整理し、「小規模定時制通信制における合同チーム参加資格の特例」として提案することとした。その基本は次の通りである。

- ①物理的に単独でチームのつukれない小規模な定時制通信制を救済することを第一の目的とすること。
- ②指導の継続性、またチームの安定した運営等を配慮し、合同チームは原則として3年間継続すること。

2. 合同チーム編成の要件

合同チームを編成することのできる要件として、当該校の年間の募集人員の合計の上限を120名とした理由は以下のとおりである。

(1) 算定の基準を年間の募集人員としたことについて

実際の部員数もしくは在籍数を算定の規準とした場合、その人数の確定が4月末となり、当該年度の全国大会予選の参加申し込み間に合わなくなる。また合格者数や退学者数、転入転出等、不確定な要素もあって算定の基準としてふさわしくない。一方、募集人員は前年度半ばには明確になっており、また募集要項等によって容易に要件を満たすかどうかの判断が可能である。

(2) 年間の募集人員の上限を合計120名としたことについて

- ①平成15年度のデータでは高体連に加盟する全国の定時制通信制は合計で915校あり、このうち約半数が在籍数100名未満（1クラス募集）である。合同チームの参加を訴える声は、このような高校を多く抱える県であり、また実際に申請を行うと予想されるのもこのような小規模校が中心と思われる。
- ②都道府県によって多少の差異はあるものの、1クラス募集校の募集人員は30名から40名程度である（定時制の場合）。120名という数字は40名×3校から30名×4校の範囲内となり、人数的な区切りとして合理性がある。また60名から80名募集校（2クラス募集）を含むことも可能となり、合同に関してある程度の柔軟性が確保できる。
- ③合同チームの規程が適用されるのは現時点でサッカー、バスケット、野球、バレーボール、卓球（団体）、自転車競技（団体）の6種目である。もし80名から90名程度を上限とした場合、中途退学や定員割れ等の事由によって当該校の実質的な在籍数の合計は200名を割り込むことも想定される。この規模での部活動は特にサッカーや野球において条件的に厳しく、規約の効果がうすくなることが予想される。
- ④200名を越える募集規模の定時制は極めて稀である。仮に120名を越える上限設定をした場合、比較的大規模といわれる定時制もこれに含まれ、事実上ほとんど全ての定時制が合同可能となって「物理的に単独でチームのつくりえない小規模な定時制通信制を救済する」という第一の目的に反することになる。

全国高等学校定時制通信制体育大会における個人情報及び肖像権に関する取り扱い

1. 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンスなどにより紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2. 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 認められた報道機関により、新聞・雑誌及びホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 大会プログラム掲載の個人情報とともに専門部事務局が作成する大会報告書に掲載されます。
- (3) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3. 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関が撮影した写真が、新聞・雑誌・大会報告及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) この他、全国高等学校体育連盟定時制通信制部の許可にもとづき、記念写真等が関係者に販売されることがあります。

4. 公益補助事業提出書類としての取り扱い

- (1) 大会の運営上、氏名・学校名等を明記し、日本自転車振興会に提出することがあります。
- (2) 日本自転車振興会のホームページに大会の写真や上位入賞者及び結果（記録）を掲載される場合があります。

5. (財) 全国高等学校体育連盟定時制通信制部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問は、全国高等学校体育連盟定時制通信制部事務局までご連絡下さい。